



二 所要の経過措置を設けることとした。  
福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例等の制定に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年九月一日から施行することとした。ただし、別表四〇の項の改正規定は公布の日から、別表四四の項の改正規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。  
福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 信託法の制定等に伴い、地方税法の一部が改正されたことにより、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、附則第一条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 関西文化学術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令の制定による離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(総務部管財課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

1 郵政民営化法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。  
2 この条例は、平成十九年十月一日から施行することとした。  
福岡県産炭地域開発就労事業従事者自立促進基金条例を廃止する条例

(企画振興部地域振興課)

1 産炭地域開発就労事業暫定就労事業が終了したことに伴い、福岡県産炭地域開発就労事業従事者自立促進基金を廃止することとした。

2 この条例は、平成十九年八月一日から施行することとした。  
福岡県児童相談所条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(保健福祉部児童家庭課)

1 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健福祉部介護保険課)

1 介護保険法等の一部を改正する法律の制定により、指定居宅サービス事業者について更新制が導入されたこと等に伴い、指定居宅サービス事業者の指定の申請等に係る手数料について定めることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県県営港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

(土木部港湾課)

1 港湾の管理運営の円滑化及び港湾の機能の確保を図るため、特殊物資港区等の区分の区域内における構築物の規制について見直すこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市管理課)

- 1 所得税法等の一部を改正する法律の制定による租税特別措置法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

- 1 福岡市建築基準法施行条例が制定されたことに伴い、建築物等の制限について、市町村が定める建築基準法施行条例と福岡県建築基準法施行条例との適用関係について定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

- 1 下水道法の一部を改正する法律の制定に伴い、広域的に雨水を排除し、かつ、当該雨水の流量を調節する明星寺川雨水流域下水道を設置するため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十九年九月一日から施行することとした。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 久留米市における町の区域の設定に伴い、福岡県うきは警察署の管轄区域を改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(議会事務局総務課)

- 1 議員の報酬並びに議長及び副議長の費用弁償の支給方法について、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十九年八月一日から施行することとした。

条例

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十八号

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例

福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「留置場(警察本部等に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十九号

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 報酬の額を日額で定める者に対しては、執務の日数に応じ報酬を支給する。

第三条第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 報酬の額を月額で定める者に対しては、在職の期間中毎月報酬を支給する。ただし、就職した月又は離職(死亡によるものを除く。)(した月の報酬の額は、日割りによつて計算する。

第三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第二項」を「第

三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

別表第一中

選挙長		一〇、七〇〇	別表第三による額
選挙分会長		一〇、七〇〇	別表第三による額
審査分会長		一〇、七〇〇	別表第三による額
選挙立会人		八、九〇〇	別表第三による額
選挙分会立会人		八、九〇〇	別表第三による額
審査分会立会人		八、九〇〇	別表第三による額

を

選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十四条第一項に定める額	別表第三による額
選挙分会長		最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十八条第二項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額	別表第三による額
審査分会立会人			別表第三による額

に

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同条第十五項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第九条第十五項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。（経過措置）

2 改正後の第九条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 改正後の第九条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十一号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表三四の項事務の欄又中「リ」を「カ」に改め、同欄又を同欄ヨとし、同欄ヨの前に次のように加える。

ヨ 条例第二十四条第一項第一号の規定による適合証の交付の請求の受付

ワ 条例第二十五条第一項の規定による適合証交付まちづくり施設への立入り、調査又は関係者への質問

カ 条例第二十五条第三項の規定による適合証交付まちづくり施設の所有者等に対する必要な指導又は適合証の返還の要求

別表三四の項事務の欄り中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改め、同欄りを同欄ルとし、同欄ルの前に次のように加える。

又 条例第二十一条第三項の規定による新築等をしようとする者又は所有者等に対する必要な指導及び助言

別表三四の項事務の欄中チを削り、同欄ト中「第二十三条第二項」を「第二十一条第二項(第二十五条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄トを同欄リとし、同欄へ中「第二十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄へを同欄チとし、同欄ホの次に次のように加える。

へ 条例第二十条第一項の規定による新築等をしようとする者又は所有者等に対する適合の状況の報告の要求

ト 条例第二十条第二項の規定による同条第一項の報告をした者に対する必要な指導及び助言

別表四〇の項事務の欄ツ中「第七条第十項」を「第七条第十一项」に改め、同欄ネ中「第七条第十一项」を「第七条第十二項」に改め、同欄ナ中「第七条第十二項」を「第七条第十三項」に改め、同欄ラ中「第七条第十三項」を「第七条第十四項」に改める。

別表四四の項事務の欄イ中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号

八」に改め、同欄ロ中「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同欄ハ中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十三項」に改め、同欄へ中「第三十八条の四第二十項」を「第三十八条の四第二十二項」に改める。

附則

この条例は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、別表四〇の項の改正規定は公布の日から、別表四四の項の改正規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)の施行の日から施行する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十二号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「均等割額によつて」の下に「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人

で県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十条第一項第七号及び同条第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に、「行うもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行う事務所」を「又は法人課税信託の信託事務所」に改め、

同条第五項中「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務所」を加え、同条第六項中「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第二十条の十二の三を次のように改める。

第二十条の十二の三 削除

第二十条の十三の二第一項中「若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は」を

「の控除限度額又は」に改め、同条第三項中、「同法第八十二条の十第一項」を削る。

第二十条の十三の五第一項中「信託会社」を「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（所得税法第一百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条）を「集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条）に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の」を「集団投資信託の」に改め、同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第二十条の十三の二十一中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第二十条の十四第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「法人とみなされるもの」の下に、「法人課税信託の引受けを行う個人」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「をいう。」の下に「又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第二十条の十四の二第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第二十条の十七第一項中「特定信託の受託者である法人が行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項の規定」を「の規定」に改め、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額  
第二十条の十七第四項を同条第三項とする。

第二十条の十八の二中「若しくは収入割若しくは各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「若しくは収入割」に改め、同条第一号中「又は計算期間」を削り、「法第七十二条の二十五第十五項」を「法第七十二条の二十五第十四項」に改める。

第二十条の二十二の二第一項中「本節」を「この節」に、「事業者（同法）を「事業者（消費税法）に改め、「免除される事業者」の下に「（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同条第二項第三号中「本号」を「この号」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「本節」を「この節」に改め、同条第六項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本節」を「この節」に改める。

付則第四条を次のように改める。

（公益信託に係る県民税の課税の特例）

第四条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、法第二章第一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第二十条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

付則第五条中、「証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託）を「又は証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託）に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第二十九条の三イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。）」を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同条第一号中、「特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

付則第七条の二中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

第七条の二の二 当分の間、公益信託（公益信託二関スル法律第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、法第二章第二節の規定を適用する。

2 公益信託は、第二十条の十四第三項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

付則第七条の七の次に次の一条を加える。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第七条の八 当分の間、公益信託（公益信託二関スル法律第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（第二十条の二十二の二第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、法第二章第三節の規定を適用する。

2 公益信託は、法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

付則第八条第十四項中「第四条」を「第三条」に、「第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項」を「第四条第一項又は第四十九条第一項」に改め、同条第十五項中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

32 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七条第一項に規定する認定事業者が同法第八条に規定する認定建替計画（施行令で定める基準に適合するものに限る。）に記載された同法第四条第四項第三号に規定する新築する建築物の敷地の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

。

付則第十一条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第三項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号」に、「同条第二項第十一号から第十六号まで」を「同条第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

付則第十二条の二の二中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

付則第十二条の二の二第一項中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

付則第十二条の二の四第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

付則第十六条中「又は各特定信託の各計算期間分」を削る。

付則第十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法人課税信託を引き受ける場合に課せられる法人税割については、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第十一条の二及び第十一号の二の二の改正規定 平成二十年四月一日
- 二 第二十条、第二十条の十二の三、第二十条の十三の二及び第二十号の十三の五の改正規定、第二十条の十四の改正規定（同条第一項第一号口の改正規定）、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。（を除く。）並びに第二十条の十四の二、第二十条の十七、第二十条の十八の二及び第二十号の二十二の二の改正規定並びに付則第四条、第五条及び第七条の二の改正規定、同条の次に一條を

加える改正規定、付則第七条の七の次に一条を加える改正規定、付則第十六条の改正規定並びに付則第十七条に一項を加える改正規定、信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日

三 第二十条の十三の二十一の改正規定及び第二十条の第十四第一項第一号口の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）並びに付則第八条、第十二条の二の二及び第十二条の二の四の改正規定並びに附則第三条の規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

四 付則第八条に一項を加える改正規定及び次条の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日  
（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、前条第四号に定める日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、前条第四号に定める日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（信託法の制定に伴う県民税、事業税、地方消費税に関する経過措置）

第三条 新条例第二十条、第二十条の十三の二、第二十条の十四、第二十条の十四の二、第二十条の十七及び第二十条の二十二の二並びに付則第四条、第七条の二の二、第七条の八、第十六条及び第十七条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る）、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この条において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、この条に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の十三の五の規定は、同条第一項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法の施行の日以後に徴収される利子割の額について適用し、改正前の福岡県税条例第二十条の十三の五第一項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以

外の信託財産について同日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十三号

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の表事業税の項中「租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備」を「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）第一条第一項第一号イの規定の適用を受ける設備」に、「離島振興法第十九条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）」を「同令」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条の二の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡



福岡県条例第四十四号

福岡県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福岡県行政財産使用料条例（昭和三十九年福岡県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。  
第四条第二項中「第二百三十八条の四第六項」を「第二百三十八条の四第九項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十五号

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第一号八中「及び日本郵政公社」を削る。

附則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

福岡県産炭地域開発就労事業従事者自立促進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十六号

福岡県産炭地域開発就労事業従事者自立促進基金条例を廃止する条例

福岡県産炭地域開発就労事業従事者自立促進基金条例（平成十二年福岡県条例第七十八号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成十九年八月一日から施行する。

福岡県児童相談所条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十七号

福岡県児童相談所条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

（福岡県児童相談所条例の一部改正）  
第一条 福岡県児童相談所条例（平成十一年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。  
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十八号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一六七の六の項の次に次のように加える。

別表一六九の項の次に次のように加える。

一六七の七	介護保険法第七十条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	三〇、〇〇〇円
一六七の八	介護保険法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	二〇、〇〇〇円
一六七の九	介護保険法第七十九条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	三〇、〇〇〇円
一六七の二〇	介護保険法第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	二〇、〇〇〇円
一六七の二一	介護保険法第八十六条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	四〇、〇〇〇円
一六七の二二	介護保険法第八十六条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	二五、〇〇〇円
一六九の二	介護保険法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設許可更新申請手数料	三三、〇〇〇円
一六九の三	介護保険法第七十七条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定申請手数料	四〇、〇〇〇円

一六九の四	介護保険法第七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	二五、〇〇〇円
一六九の五	介護保険法第八十一条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	二五、〇〇〇円
一六九の六	介護保険法第一百五十一条第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	三〇、〇〇〇円
一六九の七	介護保険法第一百五十一条の十において準用する同法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	二〇、〇〇〇円

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料は、同種の指定居宅サービス事業者指定申請を同時に行う場合には、徴収しない。
- 2 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は、同種の指定居宅サービス事業者指定更新申請を同時に行う場合には、徴収しない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十九年十月一日前の指定居宅サービス事業者の指定、指定居宅介護支援事業者の指定、指定介護老人福祉施設の指定、指定介護療養型医療施設の指定、指定介護療養型医療施設の指定の変更及び指定介護予防サービス事業者の指定については、なお従前の例による。

3 指定居宅サービスの事業開始日が平成十八年三月三十一日以前の事業者が、当該事業の指定の最初の更新申請と同時に、同種の指定介護予防サービス事業を廃止した上で指定介護予防サービス事業者の指定の申請を行う場合は、指定介護予防サービス事業者指定申請手数料は徴収しない。

福岡県営港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十九号

福岡県営港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

福岡県営港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和四十年福岡県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事が指定するこれらに類する施設

別表第三第六号中「及び第三号」を「から第八号まで」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第五号を同表第十号とし、同表第四号中「前二号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同表第九号とし、同表第三号の次に次の五号を加える。

四 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他知事が指定する事業者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険業の店舗

五 港湾の貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険業の店舗

六 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設

七 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事が指定するこれらに類する施設

八 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流

通業務施設

別表第四中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事が指定するこれらに類する施設

別表第五中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事が指定するこれらに類する施設

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例  
福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五二の項中「第三十一条の二第二項第十四号八若しくは第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八若しくは第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同表五三の項中「第三十一条の二第二項第十五号二若しくは第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二若しくは第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同表五四の項中「第二十号の二第二十一項又は第三十八条の四第二十項」を「第二十号の二第二十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改める。

附則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十一号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」の下に、「第二十六条の二」を加える。

第六章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（市町村条例との関係）

第二十六条の二 この条例の規定は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、第四十条、第四十三条第二項又は第五十六条の第二項の規定に基づき条例を定めるときは、当該市町村の区域内においては、適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「処理区域」の下に「（雨水流域下水道にあつては、排水区域）」を加え、同項の表に次のように加える。

明星寺川雨水 流域下水道	飯塚市
-----------------	-----

附則

この条例は、平成十九年九月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十三号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表福岡県ときは警察署の項中「及び田主丸町八幡」を「田主丸町八幡及び田主丸町吉本」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十四号

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

議長、副議長、委員長等及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給し、いかなる場合においても、

重複して報酬を支給しない。ただし、死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、公用車を利用する議長及び副議長には、支給しない。

附則

この条例は、平成十九年八月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）